香芝市告示第１３３号

香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金等交付等要綱を次のように定める。

令和６年１１月１８日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金等交付等要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、香芝市立小中学校への就学等に伴う標準服の購入等に際し、保護者の経済的負担を軽減するため、香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付又は香芝市立小中学校新入生標準服購入費相当額給付金（以下「給付金」という。）の支給を行うことについて、香芝市補助金等交付規則（平成１１年規則第６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 標準服指定校　標準服の指定がある香芝市立小中学校をいう。

(2) 標準服非指定校　標準服の指定がない香芝市立小中学校をいう。

(3) 転入学　学齢者（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１８条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）が、別の小学校又は中学校に転校して就学することをいう。

(4) 編入学　日本国外から帰国した学齢者に相当する者が、日本国内の小学校又は中学校に就学することをいう。

(5) 補助対象児童生徒　標準服指定校への就学予定者（学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第５条第１項に規定する者をいう。以下同じ。）又は当該学校の第１学年に転入学若しくは編入学する学齢者（標準服非指定校から転入学する者を除く。）であり、かつ、本市の住民基本台帳に記録されているもの又は市長が別に定める要件を満たすものをいう。

(6) 支給対象児童生徒　標準服指定校のうち、校則により標準服以外の服装での登下校を含む学校生活を営むことができることとされている香芝市立小中学校若しくは標準服非指定校への就学予定者又は標準服非指定校の第１学年に転入学若しくは編入学する学齢者（標準服指定校から転入学する者を除く。）であり、かつ、本市の住民基本台帳に記録されているもの又は市長が別に定める要件を満たすものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象児童生徒の保護者とする。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表に掲げる経費とする。ただし、購入に係る消費税及び地方消費税は含み、振込手数料、送料等の費用は含まないものとする。

標準服指定校の区分	経費の種類
小　学　校	上衣、ズボン又はスカート、通学用シャツ又はブラウス及び通学帽のうち、標準服に指定されている用品の購入に係る経費
中　学　校	上衣、ズボン又はスカート、通学用シャツ又はブラウス及びネクタイ又はリボンのうち、標準服に指定されている用品の購入に係る経費

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の額とし、１補助対象児童生徒につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 小学校　２０，０００円

(2) 中学校　４０，０００円

２　補助金の交付は、１補助対象児童生徒につき、前項各号に掲げる区分につき、１回限りとする。

（補助金の交付の方法）

第６条　補助金の交付は、補助対象者に代わって、市長が指定する標準服の販売店（以下「指定販売店」という。）に対して行う代理受領の方法によるものとする。

（補助金の交付申請等）

第７条　補助金の交付を申請しようとする者は、香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金交付申請等委任状兼同意書（第１号様式）を指定販売店を通じて市長に提出することにより、補助金の交付の申請、請求及び受領に関する手続を指定販売店に委任するものとする。

２　前項の規定による委任は、市長が指定する期限までに行わなければならない。

３　第１項の規定により委任を受け、補助金の交付を申請しようとする指定販売店（以下「代理申請者」という。）は、市長が指定する期限までに、香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金交付申請書（第２号様式）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金交付申請等委任状兼同意書（第１号様式）
(2) 補助対象者が第４条の表に掲げる用品（以下「標準服指定用品」という。）を受領したことを証する領収書、受領書若しくは引換券の写し又はこれらに類する書類
(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第８条　市長は、前条第３項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて住民基本台帳、学齢簿等により調査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金交付決定通知書（第３号様式）により代理申請者に通知するものとする。

２　交付すべき補助金の額は、前項に規定する補助金の交付の決定をもって確定したものとみなす。

（補助金の請求）

第９条　前条第１項の規定により補助金の交付の決定を受けた代理申請者は、速やかに香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金交付請求書（第４号様式）により市長に請求しなければならない。

（支給対象者）

第１０条　給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、支給対象児童生徒の保護者とする。

（給付金の額等）

第１１条　給付金の額は、１支給対象児童生徒につき１０，０００円とする。

２　給付金の支給は、１支給対象児童生徒につき１回限りとする。

（給付金の支給申請等）

第１２条　給付金の支給を申請しようとする者（次条において「申請者」という。）は、市長が指定する期限までに、香芝市立小中学校新入生標準服購入費相当額給付金支給申請書（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

（給付金の支給決定等）

第１３条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて住民基本台帳、学齢簿等により調査し、適当と認めたときは、給付金の支給を決定し、香芝市立小中学校新入生標準服購入費相当額給付金支給決定通知書（第６号様式）により申請者に通知し、給付金を支給するものとする。

（指定販売店の指定）

第１４条　指定販売店の指定を受けようとする者は、その対象年度ごとに指定

販売店指定申請書（第７号様式）を市長に提出しなければならない。

（指定基準）

第１５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請が次の各号に適合するかどうかを審査するものとする。

(1) 前条の規定による申請を行った者（以下この条及び次条において「申請者」という。）の店舗が、香芝市内に所在すること。

(2) 補助対象者が申請者の店舗において標準服指定用品の購入の申込みを行った際、速やかに当該用品を販売し、原則として補助対象児童生徒の就学日の前日までに当該用品を補助対象者に納品することができる体制が整備されていること。

(3) 申請者が、第７条第３項及び第９条に定める代理申請者としての事務を適切に実施できる者であること。

(4) 標準服指定用品の販売価格が公正な価格であること。

(5) 標準服指定用品の販売価格について、補助金の交付を契機とした値上げ（仕入価格の高騰その他申請者の経営努力では避けられない事由により価格転嫁を行う等の合理的な理由に基づく場合を除く。）をしていないこと。

(6) 申請者が、香芝市暴力団排除条例（平成２３年条例第１４号）第２条に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（指定通知等）

第１６条　市長は、第１４条の規定による申請があったときは、前条各号に定める条件に適合しているかどうかを審査し、指定販売店の指定の可否を決定し、指定販売店指定（不指定）通知書（第８号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金等の返還）

第１７条　市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付又は給付金の支給を受けた者があるときは、第８条第１項の規定による交付の決定又は第１３条の規定による支給の決定を取り消し、既に交付した補助金又は給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、公布の日から施行し、令和７年度の就学、転入学又は編入学に係る申請から適用する。

（検討）

２　市長は、この要綱の施行後５年を目途として、この要綱の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（給付金に係る経過措置）

３　第１１条第１項の規定にかかわらず、令和７年度の就学、転入学又は編入学に係る申請に対する給付金の額は、１支給対象児童生徒につき１６，０００円とする。

第１号様式（第７条関係）

香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金交付申請等委任状兼同意書

年　　月　　日

香芝市長

１　委任及び同意に関する事項

(1) 香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金等交付等要綱第７条第１項の規定に基づき、補助金の交付の申請、請求及び受領を次のとおり委任します。

(2) 補助金の交付を受けるに当たり、香芝市教育委員会が、必要に応じて住民基本台帳、学齢簿等により調査を行うことに同意します。

委任者及び同意者 （保護者）	住所 氏名

２　委任に係る補助金について

（ふりがな） 児童生徒氏名	
学　　校　　名	香芝市立　　学校
対象となる標準服の内容	□ 上衣 □ カッターシャツ 又は 通学用ブラウス （開襟、ポロシャツ含む。） □ ズボン、スラックス 又は スカート □ 通学帽　（小学生のみ） □ ネクタイ 又は リボン　（中学生のみ） （□レ点後、購入物品に○、各１点）
交付申請額	円 上限：（小）20,000 円 /（中） 40,000 円
指定販売店への委任の期限	※　　年　　月　　日

※　香芝市が期限をあらかじめ指定します。

３　受任者（指定販売店）

所　在　地

事 業 者 名

代表者職氏名

備考　この委任状兼同意書は、委任者及び同意者（保護者）から受任者である指定販売店に提出してください。

第２号様式（第７条関係）

香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金交付申請書

年　　月　　日

香芝市長

所　在　地
申請事業者名
代表者職氏名

香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金等交付等要綱第７条第３項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

交　付　申　請　額	円
補助対象児童生徒の人数 （申請時の合計人数）	人
添　付　書　類	１　香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金交付申請等委任状兼同意書 ２　補助対象者に対する領収書、受領書若しくは引換券の写し又はこれらに類する書類 ３　市長が必要と認める書類
提　出　期　限　※	年　　月　　日

※　香芝市が提出期限をあらかじめ指定します。

以　上

第３号様式（第８条関係）

香芝市指令　第　　号

香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金交付決定通知書

様

年　　月　　日付けで申請のあった香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金について、次のとおり交付することを決定します。

年　　月　　日

香芝市長　　印

交付決定額　　円

備考　香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金等交付等要綱第１７条の規定に該当したときは、この補助金の交付決定を取り消し、同条の規定により、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

第４号様式（第９条関係）

香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金交付請求書

年　　月　　日

香芝市長

所　在　地
事 業 者 名
代表者氏名　　㊞

年　　月　　日付け　第　　号で交付決定通知を受けた香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金について、香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金等交付等要綱第９条の規定により下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　　円

２　振込先金融機関（原則として初回請求時のみ記入）

金融機関名	銀行 ・ 信金 信組 ・ 農協 労金	支店・本店 本所・支所 出張所
種　　別	普通 ・ 当座	
口 座 番 号		
フリガナ		
口座名義人		

２回目以降の請求において、初回請求時と同じ振込先を選択する場合には、次の□にチェックしてください。

□　既に登録済みの口座への振込みを希望します。

以　上

第５号様式（第１２条関係）

香芝市立小中学校新入生標準服購入費相当額給付金支給申請書

年　　月　　日

香芝市長

香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金等交付等要綱第１２条の規定に基づき、次のとおり給付金を申請します。

１　申請に係る児童生徒について

（ふりがな） 児童生徒氏名	
学校名	香芝市立　　学校
支給申請額	円
提出期限※	年　　月　　日

※香芝市が提出期限をあらかじめ指定します。

２　受取方法に関する事項

給付金の支給を受けるに当たり、下記口座への振込みを希望します。

（次のいずれかの□にチェックしてください。）

□　諸費引落口座	□　その他金融機関口座
・その他金融機関口座を希望する場合は、裏面に必要事項を記入の上、通帳のコピーを添付してください。 ※諸費引落口座を希望する場合は、裏面の記入及び通帳のコピーは不要です。	

３　同意に関する事項（全員必須）

給付金の支給を受けるに当たり、香芝市教育委員会が、必要に応じて住民基本台帳、学齢簿等の調査を行うことに同意し、諸費引落口座への支給を希望する場合に限り、口座情報を学校から取得することに了承します。

同意者（保護者）	住所 氏名

・その他金融機関口座（欄外に通帳のコピーを添付してください。）

※　諸費引落口座の場合は、下欄の口座情報の記入及び通帳のコピー貼付は不要です。

金融機関名	銀行 ・ 信金 信組 ・ 農協 労金		支店・本店 本所・支所 出張所						
種　　別	普通・当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									

（通帳のコピーは、以下の余白に貼付してください。）

第６号様式（第１３条関係）

香芝市指令　第　　号

香芝市立小中学校新入生標準服購入費相当額給付金支給決定通知書

様

年　　月　　日付けで申請のあった香芝市立小中学校新入生標準服購入費相当額給付金について、次のとおり支給することを決定します。

年　　月　　日

香芝市長　　印

支給決定額　　円

備考　香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金等交付等要綱第１７条の規定に該当したときは、この給付金の支給決定を取り消し、同条の規定により、給付金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

第７号様式（第１４条関係）

指定販売店指定申請書

年　　月　　日

香芝市長

所　在　地
事 業 者 名
代表者氏名
担 当 者 名
電 話 番 号
メールアドレス

香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金等交付等要綱第１４条の規定に基づき、　　年度における指定販売店の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

店　舗　名		店舗所在地
		店舗電話番号
①		
②		
③		

営 業 日 時 ※　曜日により営業時間が異なる場合は別紙を提出してください。		
	①	曜日～　　曜日 午前／午後　　時　　分～午前／午後　　時　　分
	②	曜日～　　曜日 午前／午後　　時　　分～午前／午後　　時　　分
	③	曜日～　　曜日 午前／午後　　時　　分～午前／午後　　時　　分

取　扱　校 ※　標準服指定用品のすべてについて、取扱いできる学校名に【○】を記入してください。		五位堂小	下田小	二上小	関屋小	志都美小	三和小	鎌田小	真美ヶ丘東小	旭ヶ丘小	香芝中	香芝西中	香芝東中	香芝北中
	①													
	②													
	③													

備考

１　①は必ず記入してください。②、③は複数店舗がある場合のみ記入してください。

２　①～③は対応する店舗における情報を記入してください。４店舗以上存在する場合は、適宜行を追加してください。

３　枠内の記載内容は、指定販売店の指定通知後に香芝市ホームページに公開します。

第８号様式（第１６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

香芝市長　　印

指定販売店指定（不指定）通知書

年　　月　　日付けで提出された、香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金等交付等要綱第１４条に基づく指定販売店の指定の申請について、同要綱第１６条の規定により、次のとおり通知します。

１　指定販売店として指定します。

２　指定販売店として指定しません。

（理由）